



個室ユニット 推進協ニュース Number 111

1面	改正社福法 29年度完全実施へ 熊本地震で緊急対応を 熊本地震・義援金を募集 ウの目タカノ目 こちら傍聴席
2面	熊本地震支援第1弾 支援物資熊本に到着 劉中国公研院助理長が視察 支部便り【神奈川支部・大阪支部】 新規入会施設のご紹介
3面	施設紹介【あさひが丘】愛知県 取組紹介【湘南くすの木】神奈川県 取組紹介【サール・ナート】大阪府 【連載】第5回 認知症あれこれ
4面	介護ニュース・ダイジェスト ズバリ回答！人事・労務のお悩み 【連載】第2回 高齢者のリハビリ 【用語解説】36協定・パリテーション

【発行】一般社団法人全国 個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL：045-921-0462 / FAX：045-921-0472

▽**29年4月施行**
 来年29年4月1日からは、「新評議員の任期開始」「決算、社会福祉充実計画、役員報酬基準の決定（新評議員会の承認）」「会計監査人の選任・任期開始」「社会福祉充実計画の申請（所轄庁が承認）」

▽**今年4月1日施行**
 継続審議になっていた社会福祉法等の一部改正案が3月31日、自民党、民進党などの賛成で成立し、4月1日から「定款の公表」「役員などへの特別利益供与の禁止」「支援必要者への無料または低額料金による福祉サービスの提供」「2つ以上の都道府県にまたがる法人の認可権限を地方厚生局から都道府県に移譲」など改正の一部が施行された。



社福法改正を受けて再開された福祉部会

改正社会福祉法が4月1日から一部施行された。社会福祉法人の統治（ガバナンス）や財務規律を強化し、国民に見える形で余剰資産を地域貢献に寄与させることが大きな目的で、平成29年4月1日からの完全施行を目指す。厚生労働省は再開した社会保障審議会福祉部会に対し、今後の課題として評議員数や会計監査、控除対象財産、地域協議会の在り方など4点を示し、年内の意見集約を求めた。会計監査と控除対象財産については有識者による検討会が議論を開始した。

改正社福法 29年度完全実施へ 財政規律の向上で検討委が発足 余裕財産など “見える化” 目指す

▽**財務規律検討会**
 厚生労働省は19日、再開した社会保障審議会福祉部会に対し、29年4月1日施行の検討課題として①一定規模を超えない法人については施行から3年間に限り、評議員数を4人以上（法的には理事数6人以上を超える数）とするが、事業規模をどうするか②一定規模以上の法人に会計監査人の設置を義務付けているが、事業規模をどうするか③（いわゆる内部留保から控除する）控除対象財産の算定方法をどうするか④社会福祉充実計画を作成する上で意見を聞かなければならない「地域協議会」をどのような形にするのが適当か」の4点を示し、意見を

など社会福祉法人改革の根幹部分が施行される。

委員から①「小規模法人は複数法人による共同評議員会にしたらどうか」②「会計監査人の報酬が高ければ事業に影響が出かねない」「収入10億円以上、負債20億円以上（全体の8%程度）でよいのではなか」③「地域差や補助金の将来も考えるべきだ」④「地域の実情に合わせて柔軟で良い」などの意見が出た。②と③については専門家らによる検討会を立ち上げることを決めた。

社会福祉法の主な改正点

今年4月施行	29年4月施行
○定款の変更（新評議員の選任方法など）	○新評議員の任期開始（28年度内に選任）
○現況報告書と定款の常備閲覧（定款は公表も）	○新評議員会の開催（社会福祉充実計画、役員報酬基準の承認、新役員と会計監査人の選任など）
○役員ら関係者への特別利益供与の禁止	○会計監査人による監査
○会計基準を厚生労働省令に位置付け	○社会福祉充実計画の申請
○支援必要者への無料または低額サービス提供	○現況報告、役員等の報酬基準などの届出
○複数の都道府県で事業を行う法人の認可権限 地方厚生局⇒都道府県に移譲	
○社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し（支給乗率を長期加入者に配慮など）	



会計監査と控除対象財産を議論する第1回検討会

同日は、厚生労働省が示した会計監査人候補者の選び方（選定委員会が望ましいが、理事会決議でも可とする）や会計監査の実施範囲（法人全体の財務状況を示す第一様式までとする）、会計監査の実施内容（内部統制の整備・運用状況を含む）の各案を大筋で容認した。委員から「公認会計士への報酬がいくらになるのか」「スケジューリングに厳しく、選択肢が少ない」などの意見も聞かれた。次回、会計監査人非設置法人や控除対象財産について議論する。

▽**財務規律向上検討会が初会合**
 4月26日、社会保障審議会福祉部会の「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」（公認会計士ら4名）の初会合が開かれ、7月末ごろまでに会計監査の在り方と控除対象財産の算定ルールをまとめ、福祉部会に意見を報告する方針を決めた。

▽**会計監査人への高額報酬を懸念**
 委員から①「小規模法人は複数法人による共同評議員会にしたらどうか」②「会計監査人の報酬が高ければ事業に影響が出かねない」「収入10億円以上、負債20億円以上（全体の8%程度）でよいのではなか」③「地域差や補助金の将来も考えるべきだ」④「地域の実情に合わせて柔軟で良い」などの意見が出た。②と③については専門家らによる検討会を立ち上げることを決めた。

熊本地震により被害を受けた皆様へ
 心よりお見舞い申し上げます。
 平成28年熊本地震でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたします。
 また、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早いご回復、ご復旧をお祈り申し上げます。
 困難な状況にある中で、介護・医療をはじめ支援を続けられている多くの現場の皆様のご健康をお祈り申し上げます。
 全国個室ユニット型施設推進協議会

▽**熊本地震・義援金を募集**
 受付6月20日まで
 推進協は、熊本地震の被災者・被災施設を支援するため義援金（1口5千円）を募集しています。送金先は三井住友銀行 麹町支店（店番・2118）普通8957644（一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会）へ。支援状況および5月8日までにご支援いただいた方のお名前を2面に掲載いたしました。

▽**厚労省が弾力運用を要請**
 厚生労働省は4月28日、熊本地震に伴う緊急対応として、都道府県や指定都市などに対し、介護保険施設などの介護サービス事業者がより積極的に被災者の受け入れやサービスの提供が行えるよう介護保険の柔軟な運用を要請（事務連絡）した。また「厚労省が例示した以外の柔軟な取り組みも妨げない」としている。

▽**熊本地震で緊急対応を要請**
 厚生労働省は4月28日、熊本地震に伴う緊急対応として、都道府県や指定都市などに対し、介護保険施設などの介護サービス事業者がより積極的に被災者の受け入れやサービスの提供が行えるよう介護保険の柔軟な運用を要請（事務連絡）した。また「厚労省が例示した以外の柔軟な取り組みも妨げない」としている。

▽**介護老人保健施設と介護療養型医療施設は「被災地において被災者を受け入れたため施設基準を満たさなくなっても、当面の間、基準変更は必要ない」**「被災地以外で受け入れた場合、基本施設サービス費は受け入れ者数を除いて算出できる」など。介護予防通所リハ、訪問リハ、通所リハなども緊急対応が可能としている。詳細は4月28日付の事務連絡参照。

▽**サービス種別では、介護老人福祉施設（特養）は「日常生活継続支援加算の事業所評価加算は（算出要件である）当該利用者数などを除外しても差し支えない」としている。**

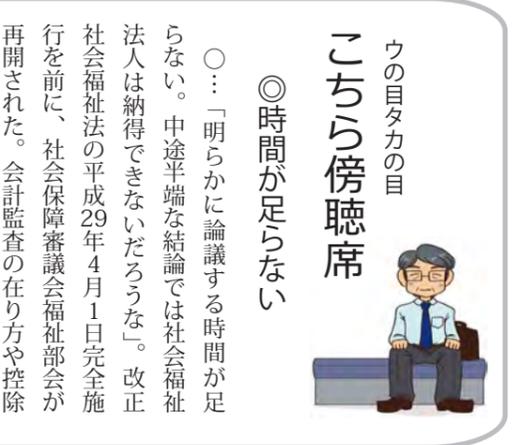
▽**「被災地において被災者を受け入れたため施設基準を満たさなくなっても、当面の間、基準変更は必要ない」**「被災地以外で受け入れた場合、基本施設サービス費は受け入れ者数を除いて算出できる」など。介護予防通所リハ、訪問リハ、通所リハなども緊急対応が可能としている。詳細は4月28日付の事務連絡参照。



▽**福祉部会**
 ウの目タカノ目
 〇：「明らかに議論する時間が足りない。中途半端な結論では社会福祉法人は納得できないだろうな」。改正社会福祉法の平成29年4月1日完全施行を前に、社会保障審議会福祉部会が再開された。会計監査の在り方や控除対象財産の算定方法などが議題だが、議論できる期間は実質1年もない。いつもは社福に距離を置く経済紙の中心記者が珍しく同情した。

〇：改正のきつかけは、特養が抱える帳簿上の多額な剰余財産がいわゆる「内部留保」として問題視されたこと。これに一部の理事長による不透明な財産処分や杜撰な財務運営が重なった。この機に乗じて財務当局や経済団体が「企業並みの所得課税強化」を強く要求したこともあり、改正は定款、報酬、取引、会計監査、財産処理、社会貢献、行政指導など多岐に及び、規制強化の色彩が濃い。

〇：だが、改正の根幹の1つである財務規律のチェックは公認会計士など「会計監査人」任せに近い。しかも社会福祉法人の運営に詳しい公認会計士が少ない上、報酬がいくらになるかも不明。福祉部会は検討会を立ち上げたが、スケジューリング的に7月末までには結論を出す必要があるという。どんな中身になるのか、法人関係者の間で戸惑いと不安が広がっている。（植）



熊本地震支援第1段

緊急支援物資熊本に到着

4月29日、推進協と福岡支部を代表して藤村二朗理事長（社会福祉法人久住会）が、第1回緊急支援として水、米、非常食、紙おむつ、ミルク、シャンプーなどを義援金の一部で購入し、熊本支部（熊本支部長・社会福祉法人リデルライトホーム小笠原嘉祐理事長）へ届けた。推進協は、今後の義援金の使用については、熊本支部と相談の上、被災地支援に役立てていく方針。

4月14日、熊本地震の発生直後、赤枝会長と諸隈正剛副会長は自治体へ被災者受入れの申し入れについて電話で緊急会談した。諸隈副会長が被災した自治体へ支援の申し入れをしたが、自治体の体制が整うまで待つこととなった。

事務局は、熊本支部・大分支部の両会員施設へ電話を入れて、安否や被災状況について確認。18日に義援金募集を開始し、緊急支援物資を送る為の準備を始めた。

地理的な問題もあり、事務局は福岡支部の藤村・久住会理事長に協力を依頼した。藤村氏は、緊急支援物資の購入から搬入までを、現地、熊本の木村准治事務部長（特別養護老人ホームリデルホーム黒髪）と連絡を取りながら進めた。29日、藤村氏は白川邦弘職員（社会福祉法人久住会）と一緒に、朝6時30分に福岡県を出発した。移動は比較的スムーズで、熊本の施設には9時30分頃到着し、直ちに物資の搬入を行った。



緊急支援物資一覧表を、小笠原嘉祐理事長へ渡す藤村二朗理事長

当時の状況について藤村氏に聞いたところ、移送中、一部の建物が倒壊している風景が目撃できて地震の大きさをあらためて感じたようだ。

藤村氏が、小笠原理事長に現状について尋ねると「熊本ではようやくライフラインが復旧し、物流も徐々に回復しつつあるが、必要物資については地域や状況によってバラツキがある。情報の確な把握は難しくタイムラグが発生する。施設間の物資の流通ルートを保つことが一番重要であり、お互いに情報を交換し徐々に充足させていくしかない」「余震が続く中で施設の職員約2割が避難所等から出勤しており、職員の疲労が心配

だ」と話したという。

最後に、藤村氏は「すぐに準備を始めましたが、福岡県でも物資の購入に一部時間が必要で1日1日が長く感じられた。必要な物を必要な時に届ける事が重要ではあるが、要望を聞いてからでは遅いときもある。次に何が必要になるかを考えながら支援を続けることが大事であると思いつながら帰ってきました」と話した。



左から白河氏、藤村氏、小笠原氏

厳しい避難生活 支援継続が課題

ライフラインの復旧、物流の回復に伴い物資の不足は解消されるが、被災地の職員の疲労を補うためにも人的支援が必要となる。しかし、介護福祉施設の大半は人材不足であり被災地支援に職員を派遣させたくてもできないのが現状だ。被災地では、介護施設の建物の被災、職員不足により入居者が退去せざるを得ない現状があり、避難所暮らしをしている高齢者もいる。

建物の修繕費など金銭的な支援の他に、人的支援、高齢者の暮らしの場をどのように支援していくのが今後の課題だ。

会員の皆様には平成28年度熊本地震義援金に温かいご支援を賜り心より御礼を申し上げます。皆様からお寄せいただきました義援金が5月2日時点で183万円となりました。4月29日、当協議会および福岡支部を代表して藤村二朗理事長に義援金の中から第1回目の緊急支援物資を熊本支部（熊本支部長・リデルライトホーム小笠原嘉祐理事長）へ届けていただきました。藤村二朗理事長様のご協力に感謝申し上げます。

会長 赤枝 雄一

寄付者一覧

※敬称略・五十音順、5月10日までに
ご寄付いただいた方を掲載しています。

飛鳥晴山苑、いこいの森、いちご、印旛晴山苑、えるむ、遠州の園、海山荘、カナン、北之庄らくらく苑、衣笠ホーム、共生の里津福、近代老人福祉協会、黒潮会、けやき荘、兼愛会、玄海園互助会、河渡の郷福祉会、このすたんぼ翔裕園、ころぼっくる、ころぼっくる従業員一同13名（石川光昭・稲垣雅史・上口尚子・上武千鶴・薄井裕二・大島三枝子・鬼澤竜也・草場晶子・小滝直美・佐藤美紀・関初枝・戸井田禎紀・堀江千帆子）、サクラーレ福住、さつまの里、燦燦、秀峯会、樹陽会、春庵、縄文の杜関原、仁の里、仙寿なごみ野、せんねん村、土浦晴山苑、天寿会、天寿荘・ケアハウス大地互助会、登豊会、ナッシングホームあかり、中ノ島、なるかわ苑、にちげつ光のぞみの杜、梅光園互助会、はだの松寿苑、初富の里、はなのおか、はまゆう（はまゆう会）、はまゆう（賛幸会）、ヴィラ泉バルツア事業会、福住、富士白苑、ふるの、ほほえみの里、まえさと茶寿苑、みくらの里、美立の杜、みのぶ荘、明尽苑、六日町あいあい、ユーアイ二十一、ゆうがおの丘、ライゼ清輝苑、リバーサイド笠松園、竜爪園、緑樹会、輪光無量寿園、レジデンス花、ローズガーデン南苑、わしま、わかつか荘

支部便り

神奈川支部 役員会

4月15日、神奈川支部（広嶋稔之支部長）は特別養護老人ホームニューバードで平成28年度第1回神奈川支部役員会を開いた。

議案は以下のとおり。

【1号議案】平成27年度事業報告・収支報告、【2号議案】神奈川支部会則見直しについて、【3号議案】研修会内容日時等。

管理者向け研修は、6月27日、高橋泰氏（国際医療福祉大学教授）を講師に招いて、経産省が検証する介護施設ロボットの活用可能性とユニットリーダー研修過程の変更点についての2点をテーマに開催予定。場所は神奈川県社協会館

劉中国公研院助理院長が視察

4月8日、中国公益研究院助理院長の劉志貴氏（元駐日中国大使館一等書記官）が、横浜市緑区にある特養しようじゅの里三保（赤枝眞紀子施設長）を訪れた。



エントランス前で左から、赤枝理事、劉氏、佐々木理事

劉氏は、一昨年、千葉で開催した全国研修大会の際に、中国の友好研修の団長として来日し、元氣村で用意した一部同時通訳システムを通じて同大会の様子を見学した。同大会の情報交換会で、劉氏は赤枝眞一会長と親交を深めた。特に地域包括ケアシステムに関心がある劉氏の「会長のところにお邪魔したい」との思いが、今回、二年越しに実った。16時過ぎ、車で到着した劉氏を赤枝会長、佐々木亀一郎理事（元氣村・統括本部長）を予定。

赤枝眞紀子理事（しようじゅの里三保・施設長）が迎えた。

八木郁夫副施設長が福祉、医療、生活等13事業者のサービスを1か所に集めた「美浜しようじゅタウン」について、スライドで説明をした。佐々木氏は、「美浜しようじゅタウンは、現在、国（日本）が地域包括ケアシステム」という名称で推進しているシステムを赤枝会長が実現したものです」と解説した。劉氏は、「中国でも「医療・養老結合」という言葉で、同じように推進している」と語った。



スライドの説明をする八木氏 赤枝会長、劉氏、赤枝理事、佐々木理事

その後、赤枝施設長と堀口統括フロアの案内でユニット内の情報共有の仕組みや夕食前のひと時をゆっくりと過ごす入居者の様子を視察し、施設を後にした。

大阪支部 研修委員会

4月20日、大阪支部（田伏清全国支部長代表・大阪支部長）は平成28年度第1回研修委員会を開催し、今年度の研修内容と担当講師を決めた。

初任者向けに、8月と10月の2回に分けて基礎研修、中堅者向けに7月に基礎研修、11月にステップアップ研修、リーダー向けに1月に内容は未定だが、開催の予定。

出席者は上野眞理介護主任（ローズガーデン南苑）、家原広人生活相談員（サール・ナート）、小林草太介護主任（御殿山カーム）、寛幸代法人教育担当（ふるる）、中島賢一（なるかわ苑）、稲田淳司フロアリーダー（うぐいすの里）、高岡翔ユニットリーダー（なるかわ苑）、推進協事務局（佐藤・丹代）。※敬称略



大阪支部第1回研修委員会

新規入会施設のご紹介

- 平成28年4月8日入会
 - 支部名 沖繩支部
 - 法人名 社会福祉法人 綾羽福祉会
 - 法人代表者 理事長 大島 トミ子
 - 施設名 特別養護老人ホームまえさと茶寿苑
 - 施設代表者 施設長 半嶺 当永
 - 住所 〒907-1000
 - 沖繩県石垣市真栄里204-1382
 - 電話 0980(82) 0080
- 平成28年4月20日入会
 - 支部名 神奈川支部
 - 法人名 社会福祉法人 祥風会
 - 法人代表者 理事長 功刀 融
 - 施設名 特別養護老人ホーム芳徳の郷ほなみ
 - 施設代表者 施設長 鈴木 克己
 - 住所 〒250-0852
 - 神奈川県小田原市栢山3565
 - 電話 0465(39) 2231
- 平成28年4月20日入会
 - 支部名 福岡支部
 - 法人名 社会福祉法人 学而会
 - 法人代表者 理事長 水田 祥代
 - 施設名 特別養護老人ホームサンシャインセンター
 - 施設代表者 施設長 山川 公明
 - 住所 〒814-0163
 - 福岡県福岡市早良区千隈6丁目10番20号
 - 電話 092(874) 0045

ユニットリーダー フォローアップ研修 お申込受付中!

お申込は5月20日(金)まで!

東京(5/26)・福岡(5/27) 2会場開催!

第1部 【講演】 10:00～15:30
「ユニットリーダーに求められるリーダーシップ」
講師：井手明利氏（望洋の郷施設長）

※13:30～14:00 福祉機器体験(株)ケアフォース

第2部 【実践発表】 15:40～17:00
ユニットリーダー実地研修施設による事例発表
○東京会場：ころぼっくる、燦燦、ニューバード
○福岡会場：玄海園、天空の杜、のぞみの杜 ※敬称略・五十音順

お申込みは Web で
suishinkyo.net

愛知県

社会福祉法人 春生会 特別養護老人ホーム あさひが丘



～実地研修施設としてスタートラインに立ちました～

また地元ドラゴンズの試合ではなく、当施設スタッフによる野球チームの応援に出か



250gのハンバーグを
召し上がる入居者

【施設での支援状況】
現在はアセスメントの内容を見直すなどして、根拠に基づいた支援を提供していくための活動に努めているところで



施設外観

【施設の成り立ち】
私どもの施設は、全国で2番目に古い(高蔵寺)ニュータウンを有し、名古屋市のベッドタウンとなっている春日井市(人口31万人)において、平成17年4月より運営しています。他のニュータウンと同様に少子高齢化が深刻な問題となっており、一部学区の統合が進められ、学校跡地の活用について検討などがされている地域です。

【職員のオフを充実】
スタッフにとって仕事自体が魅力あるものであることは勿論ですが、ワークライフバランスの大切さが問われている中、オフの充実にも取り組んでいます。当法人では、スポーツ同好会、ツーリングクラブ、野球倶楽部などの同好会活動の支援をしています。ユニット型の施設では、固定配置によりフロアの異なる職員の顔と名前が一致しないなどのことが起こりがちですが、この活動によって横のつながりが出来ることで、自身の職場環境ではなかなか打ち明けにくい事柄を相談できることもあるようです。



左) 伊達巻を作るために卵を割る入居者



右) 焼きあがった伊達巻を切り分ける入居者

けたり、住まれていた地域の夏祭りにお連れして地元の方との旧交を温められたりと、入居者がかつて日常的に行っていたことを再び体験頂くことを中心に支援をしています。しかしながら、スタッフに余裕のある時ばかりではなく、建屋の中でお過ごしいただくことも多いことから、ユニットのリビングにおいても、おせち料理を入居者と一緒につくり、プリンアラモードのトッピングを入居者にお願するなどして、今では非日常となりつつある、かつての日常を取り戻していたく機会となるような支援をしています。

【ユニットケアの取り組み】
ユニットケアについては、開設当初よりこれに取り組みもうという姿勢はありましたが、遅々として進まない状況が続いていました。そのような中、昨年9月に全国個室ユニット型施設推進協議会の開催する新規実地研修施設募集説明会にユニットリーダーらと共に参加。その中で特養「望洋の郷」の井手明利施設長のお話を聞かせていただいたところ、非常に明快なお話をいただき、私たちの仕事を整理していく機会となりました。これを機にスタッフと共に研修施設を目指す取り組みを再開。その後、2月に審査を受けたところ、まだまだ改善点はあるものの合格の報せを頂くこととなりました。

現在、認定証は頂いたものの認定施設に値するか否かは、今後の取り組み次第です。受講される方を初めて受け入れることとなる私たちが、受講される方に必ずお土産となるようなものを持ち帰っていただけるように努めていきたいと考えています。



若月剛治施設長

【ユニットケアの取り組み】



上) ツーリングクラブ
下) 野球倶楽部

〒480-0304 愛知県春日井市神屋町1306-1 TEL: 0568-93-1310 FAX: 0568-88-8317

【特養】特養100名(10名×10ユニット) 併設ショート20名(10名×2ユニット) 併設デイサービス(一般型35名、認知症対応型12名)

連載 第5回 認知症 あれこれ



これからの認知症施策(後編)
『新オレンジプラン』について

今回は新オレンジプランの残りの4つの柱の説明をしていきます。

④「認知症の人の介護者への支援」
この基本的な考え方は、認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の改善にも繋がるため、家族など介護者の精神的身体的負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取り組みを推進していくものです。特徴として、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置などを推進したり、介護ロボット等の開発支援などを行い、認知症の人の介護者の負担軽減を図ることを支援するものです。

⑤「認知症の人の含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」
生活支援(ソフト面)、生活しやすい環境(ハード面)の整備、就労・社会参加支援及び安全確保など、高齢者にやさしい地域づくりの推進があります。安全確保には、地域での見守り体制の整備、交通安全の確保推進、高齢者虐待防止と身体拘束ゼロの推進、成年後見制度等の周知や利用促進などが特徴です。

⑥「認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及促進」
これは、認知症の原因となる疾患、それぞれの病態説明や行動・心理症状(BPSD)等を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発の推進などを行うものです。

⑦「認知症の人やその家族の視点の重視」
特徴はこれまでの認知症施策はともすれば認知症の人を支える側の視点に偏りがちであった観点から、認知症の人やその家族の視点の重視をプランの柱の一つとして掲げたことです。これは他の6つの柱すべてに共通する、プラン全体の理念でもあるということです。
(認知症介護指導者 秋津克巳)

社会福祉法人松宝苑
湘南くすの木(神奈川)
施設長: 山本隆史

湘南くすの木では、5月になると地元の室田八王子神社のお神輿がお屋の休憩も兼ねて来られます。

施設の正面に向かって、楠木の回りを練り歩く姿は、神輿渡御の前半のクライマックスとして氏子とご利用者が一体となって盛り上がり最高潮に達します。その光景は、毎年の風物詩となっております。間近に見るお神輿は、ご利用者にとっては特別な思いがあり、「どっこい、どっこい!!」と手を叩いて盛り上がる方や手を合わせて拝まれる方など楽しみ方は様々です。

休憩中は、子供たちによる太鼓や踊りの披露、地域の方とお話しされたり、一緒に写真を撮ったり、お神輿に触ったりと地域の方々とコミュニケーションを図れる貴重な時間となっております。(毎年晴天に恵まれております)

(施設長 山本隆史)



楠木を回る神輿



神輿と一緒に記念撮影



施設の正面まで神輿が来て盛り上がっています!

社会福祉法人パルツア事業会
サール・ナート(大阪府)
施設長: 村島保夫

特別養護老人ホームサール・ナートでは、毎月ご入居者様も参加して頂いての避難訓練を行っております。

いざという時の為に訓練をしていなければ動くことが出来ません。

ご入居者様の生活や命を守る為にも今後もサール・ナートでは避難訓練を続けていきます。

写真は、枚方寝屋川消防組合と合同で訓練した様子です。
(生活相談員 家原広人)

入居者を守るために 避難訓練



上) はしご車も呼んで本格的な訓練
下) 避難訓練には入居者も参加



介護ニュース・ダイジェスト

4月1日～4月30日

厚生労働省や介護関係団体などの動向をまとめました。詳細はHPなどで確認してください。

処遇改善加算の指導求める

(4月1日)

処遇改善加算の不正請求や配分ミスが多発。厚労省は都道府県などに適切な指導を求める通知を出した。また地域密着通所介護を加算対象に加えた。

「良い方向」3割 内閣府

(4月11日)

内閣府の2016年世論調査によると、医療・介護が「良い方向」に向かっているとする回答が29.2%を占め、1998年以降、最高となった。

専門職の不正が過去最多

(4月13日)

最高裁判所の成年後見人に関する調査によると、弁護士や司法書士など専門職が起った横領や着服などの不正件数が37件(被書総額1億1千万円余)と過去最多。

自動制御歩行器を追加

(4月14日)

厚労省は自動制御機能(アシスト、ブレーキ)付き歩行器を介護保険の福祉用具貸与の対象に追加した。

差押え1万人突破(4月14日)

厚労省の2014年度介護保険事務調査によると、介護保険料を滞納し、市町村から資産を差し押さえられた被保険者が1万118人で過去最多となった。

消費税でヒアリング①(4月15日)

介護給付費分科会・介護事業経営調査委員会などで消費税引き上げに関する団体(5団体)のヒアリングが行われた。10%への引き上げに対し、各団体は経営への影響に配慮し、「課税支出割合に応じた介護報酬を上乗せしてほしい」(全国社会福祉法人経営協議会など)、「施設サービスの標準費用額・特定入所者介護サービス費を見直すべきだ」(日本医師会)、「区分支給限度基準額を見直してほしい」(民間介護事業推進委員会など)、「地域支援事業にも同様の対応をすべきだ」(同)、「通常の特定施設と地域密着型の特定施設、特定施設の短期利用を一体、一律的に取り扱ってほしい」(全国特定施設事業者協議会)など述べた。

熊本地震 柔軟な対応を要請

厚労省は熊本地震で被災した都道府県などに対し、定員を超える受入れや負担の猶予など介護保険を柔軟に運用するよう要請した。

引き続き待遇改善を要請

(4月18日)

経済財政諮問会議の民間議員はアベノミクス効果が制限されないためにも、平成29年度以降も必要な財源を予算案で確保するよう提案した。

改正社福法の課題を論議

(4月18日)

改正社会福祉法の施行を受けて社会保障審議会福祉部会が再開され、残された課題について論議した。「評議員会の員数に係る経過措置」など4項目を今後の検討課題とし、今後、論議を深める。会計監査の在り方や控除対象財産の算定方法については有識者らによる検討会を立ち上げることにした(1面参照)

厚労省は熊本地震で被災した都道府県などに対し、定員を超える受入れや負担の猶予など介護保険を柔軟に運用するよう要請した。

改正社福法の課題を論議

(4月18日)

改正社会福祉法の施行を受けて社会保障審議会福祉部会が再開され、残された課題について論議した。「評議員会の員数に係る経過措置」など4項目を今後の検討課題とし、今後、論議を深める。会計監査の在り方や控除対象財産の算定方法については有識者らによる検討会を立ち上げることにした(1面参照)

消費税法でヒアリング②(4月21日)

(4月21日)

介護給付費分科会・介護事業経営調査委員会、消費税率引き上げに関する2回目団体ヒアリング(4団体)が行われた。「従来型とユニットの特養についてそれぞれで費用構造を算出して報酬改定を行うべきだ」「食費の標準費用額は介護3施設平均ではなく施設ごと算出して設定してほしい」(以上、全国老人福祉施設協議会)、「大規模修繕・補修費の費用にも配慮した報酬改定を望む」(全国老人保健施設協会)、「予算措置による補助金で負担を軽減してほしい」(日本慢性期医療協会)などと述べた。

介護保険部会(4月22日)

(4月22日)

厚労省は介護保険部会で介護保険制度改正に向けて取り組む「地域の実情に応じたサービスの推進(保険者機能の強化等)」として①「保険者等による地域分析と対応」②「サービス供給への関与のあり方」③「ケアマネジメントのあり方」の3つの論点を示し、論議を求めた。要点は以下の通り。

①「介護保険事業計画のPDCAサイクルや保険者機能をどう強化するか」「地域差など」「見える化」をどう効果的に活用するか」「保険者取組の進捗状況を測る指標をどうするか」「国の支援、都道府県の助言や援助、保険者相互の連携をどう具体化するべきか」「保険者へのインセンティブとしてどんな仕組みが考えられるか」

②「計画したサービス供給が過剰または不足した場合、どう調整するか」「適切なケアマネジメントをどう確保するか、保険者にどんな方策があるか」「医療介護連携のためケアマネジメントとどんな方策で専門職や専門機関を結びつけるか」「給付管理や書類作成などの負担を踏まえ、ケアマネの業務のあり方をどう考えるか」

委員から「地域差は詳細な分析が必要だ」「専門知識を持たない職員でも分析・評価できる方法が望ましい」「サービス過剰を理由にして総量規制しても悪質事業者は排除されない」「ケアプラン作成の有料化は利用者の負担増になり、好ましくない」などの意見が出た。

未届ホームが急増(4月22日)

(4月22日)

厚労省の調査によると、2015年度に届け出(義務)をしなかった有料老人ホームが過去最多の1650施設に上った。前年度より961施設も増え、届け出が進んでいない実態が明らかになった。

財務規律検討会が初会合

(4月26日)

社会保障審議会福祉部会の「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」が第1回会合を開き、改正社福法の課題となっている会計監査人の候補者選定や監査範囲などについて議論した。控除対象財産の算定方式は次回議論する。今夏ごろまでに結論をまとめ、福祉部会に報告する(1面参照)

1万円アップ 首相表明

(4月26日)

安倍晋三首相は1億総活躍国民会議で「ニッポン1億人総活躍プラン」(5月策定予定)に介護職員の賃金を1万円引き上げることが盛り込む意向を明らかにした。

厚労省が緊急対応を要請

(4月28日)

厚生労働省は熊本地震に伴う緊急対応として、都道府県などに対し、事業者がより積極的に被災者の受け入れができるよう介護保険の柔軟な運用を要請した。各サービス共通事項では、やむを得ない事情によって「新規利用者を受け入れた場合、認知症専門ケア加算の要件である当該利用者数などを除外しても差し支えない」とした。介護老人福祉施設は「日常生活継続支援加算の事業所評価加算(算出要件)」当該利用者数などを除外しても差し支えない。介護老人保健施設は「被災地において被災者を受け入れたため施設基準を満たさなくなったも、当面の間、基準変更届は必要としない」など(1面参照)。

「スバリ回答!」

人事・労務のお悩み

◎非常災害時等の出勤



【今月の相談内容】

地震等の災害時、就業規則において、「非常災害時等の出勤」命令が定められています。しかしながら、実際、地震等により大きな被害を受けた場合、職員自身も被災する可能性があり、施設が被災しても出勤できない可能性が有ります。これをどのように考えればよいでしょうか。

【回答】

さて、ご質問のような場合、おっしゃるとおり現実的ではありません。よって、日ごろから災害時に緊急でどの程度職員が出勤する事ができるのか確認しておくことは必要です。ただし、災害が現実になった場合、確認している職員がすべて出勤可能であるかどうかは別です。また、実際に出勤となると限られた職員により対応することとなるため、時間外となることは避けられません。

36協定においては1日に延長することのできる時間数の上限を定めており、原則としてはその時間を超過して労働させることはできないことになっています。しかし、災害などの緊急時には事業の安定的な継続に向け、労働時間の大幅な延長を行わなければならないこともあるでしょう。そこで、緊急時の時間外労働については、「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合、使用者は、例外的に36協定の協定期間を超過して、あるいは36協定の締結がなくとも時間外労働を行わせることができる」という取扱いが認められています。今回は、非常時の出勤と時間外労働についてお話ししました。これ以外の場面においてご質問がある場合は、事務局までご質問をお寄せください。

このたびは、熊本地震において被災された方々には心からお見舞い申し上げると共に復興に尽力されている皆様には安全に留意されご活躍されることをお祈りいたします。(監事・社会保険労務士 栗田淳二)

高齢者のリハビリ

【第2回】生活リハビリテーションと自立支援について

歩行は「寝たきり」を引き起こす?



生活リハビリテーション(以下生活リハ)とは、利用者のできることを把握し、その能力に応じて適切な支援を提供し、日常生活を通じて機能を回復させるというケア方法です。要するに日常生活全般をリハと捉えた活動です。その根底には自立支援の概念があり、利用者の能力に対し適切な介護技術、福祉用具、心的なケア等を施すことにより、ADLやQOLの維持・向上に繋げることができま。

例えば、脚力が低下した利用者、手引き歩行をする場面を想定していただき、立ち上がる時に両手を引っ張ると、利用者の重心は自ずと後方へ偏り、歩行は人生で最も使う動作の一つで、様々な目的を果たすための大事な手段であり、TPOを鑑みることにより良いケアの提供ができます。今、介護現場では適切な自立支援方法を選択した上で、生活リハを推進することが求められています。利用者の人生がより輝くように、暮らしに「リハのエッセンス」を加えてみてはいかがでしょうか。

(社会福祉法人 兼愛会 統括リハビリテーション担当 鳥澤清人)

【用語解説】

36協定(サブロク協定)

時間外労働について、労働基準法第36条で、「労働者を法定労働時間(1日8時間1週40時間)を超過して(延長して)労働させる場合や、休日(1週1回または4週を通じて4回を下回って)労働させる場合には、あらかじめ労働組合(労働組合がない場合には労働者の代表)と使用者で書面による協定を締結しておくなければならない」と定められています。第36条に規定されていることから、通称「サブロク協定(36協定)」と呼ばれています。

ハリデーシオン

1963年にアメリカのソーシャルワーカー、ナオミ・フィア氏が考案した、認知症高齢者とのコミュニケーション技法。ハリデーシオンでは、認知症の人が大声を出したり、徘徊をしたりすることを、全て「意味がある行動」として捉え、なぜそのような行動をとるのかに立ち返ります。その行為をその方の歩んできた人生に照らして考えたり、共に行動するなど、「共感して接すること」に重点を置いた療法です。

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会
第10回 全国研修大会in新潟2016

2016 NIGATA

「まち」、「ひと」、「ケア」で結ぶ地域づくり
～これまでの10年、これからの10年、めく地域を創造する～

平成28年 11月24日(木)～11月25日(金)

会場: ANAクラウンプラザホテル新潟
大会場: 田中 政孝 (社会福祉法人長岡三古老人福祉会)
実行委員長: 佐藤 真弥 (社会福祉法人河渡の郷福祉会)

- ### 今後の予定
- 5月17日(火) 大田区産業プラザ 第1回実地研修施設集説明会
 - 5月18日(水) 5月19日(木) 大田区産業プラザ ユニットケア研修指導者勉強会
 - 5月26日(木) ㈱ケアフォース(霞が関) フォローアップ研修(東京会場)
 - 5月27日(金) リファレンス駅東ヒル フォローアップ研修(福岡会場)
 - 6月2日(木) 大田区産業プラザ 第11回社員総会
 - 平成28年度第1回理事会
 - 6月3日(金) 大田区産業プラザ 実地研修施設勉強会
 - 6月20日(月) 大田区産業プラザ 第2回実地研修施設集説明会